

資料提供 令和4年7月21日	
課名	新型コロナウイルス感染症対策担当 (感染症・疾病管理センター)
担当者	西川
電話(直通)	082-513-3068
(内線)	3068

「手足口病警報」の発令について

広島県感染症発生動向調査による令和4年第28週（7月11日～7月17日）の定点医療機関（72医療機関）からの手足口病の報告患者数が、北部保健所管内（三次市、庄原市）において、国立感染症研究所感染症疫学センターが示している警報開始基準値（定点当たり5）を上回りました。

手足口病は夏に流行することが多い感染症であり、今後拡大する恐れがあることから、広島県の感染症発生動向調査警報・注意報発令要領に基づき、本日（7月21日）、「手足口病警報」を発令します。

○県内の流行状況【第28週（7月11日～7月17日）】

保健所名	県保健所				広島市	呉市	福山市	県内計
	西部	西部東	東部	北部				
定点当たり報告患者数（人）	2.20	3.17	0.22	8.25	3.38	0.29	0.27	2.28
報告患者数	22	19	2	33	81	2	3	162
定点医療機関数	10	6	9	4	24	7	11	71

注) 定点当たり報告患者数とは

報告患者数・・・定点報告の対象となる五類感染症については、広島県が指定した医療機関（定点医療機関）から、1週間ごとに患者数が報告されます。（手足口病は小児科定点の医療機関からの報告）

定点当たり報告患者数・・・これらの定点医療機関からの報告患者数を定点医療機関数で割った値のことで

広島県感染症発生動向調査警報・注意報発令要領抜粋(手足口病)

- 警報の発令・・・県内いずれかの保健所管内の定点当たりの報告患者数が警報レベルの開始基準値(定点当たり 5)以上となった場合、県内の発生状況等を総合的に勘案した上で発令する。
- 警報の解除・・・県内の全ての保健所管内で、定点当たりの報告患者数が警報レベルの継続基準値(定点当たり 2)未満となった場合、県内の発生状況等を総合的に勘案した上で解除する。

○手足口病とは

- ・手足口病は、乳幼児がかかり易い感染症で、4歳以下が約9割を占めています。
- ・予後は良好な疾患とされていますが、まれに急性髄膜炎や急性脳炎を生ずることもあります。
- ・国内における手足口病の流行は通常、夏季にピークを迎えます。

○症状等

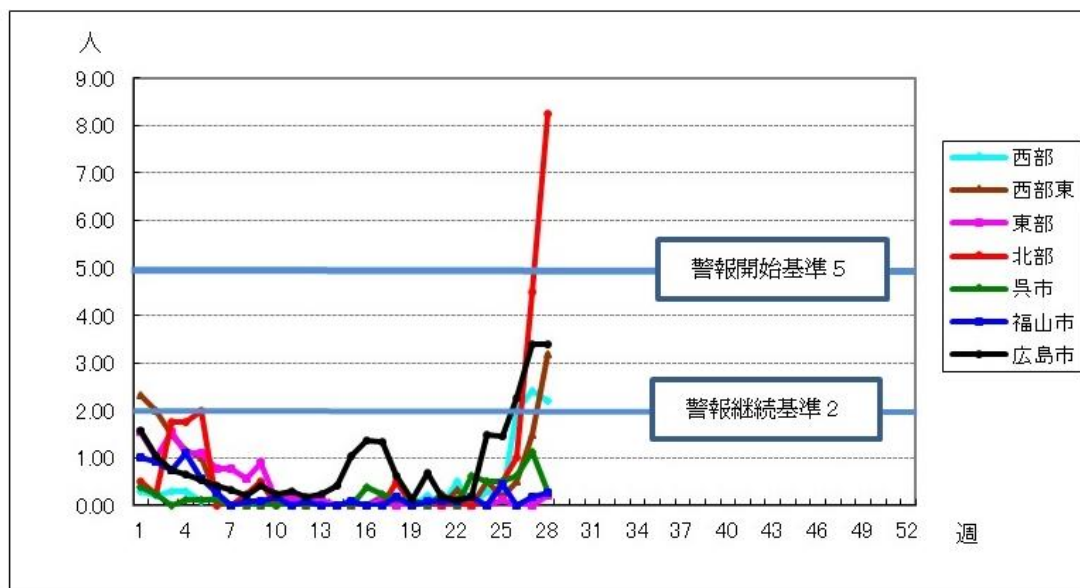
- ・感染から3～5日の潜伏期間の後、手、足、口の中の粘膜に2～3mmの水疱性の発疹が現れます。
- ・一般的には数日間で治癒する感染症ですが、発疹の初期2～3日の症状の変化には注意が必要で、元気がない、頭痛・嘔吐を伴う、高熱を伴う発熱が2日以上続く、等の症状が見られた場合には、かかりつけ医に受診するようにしてください。
- ・患者の咳等からの「飛沫感染」、便に排泄されたウイルスによる「経口感染」、水疱内容物からの「接触感染」等があります。

○予防方法等

- ・流水と石けんによる手洗いの励行が基本です。
- ・流行時には、幼稚園、保育園等集団生活でのタオル等の共用はやめましょう。
- ・症状が治まった後も、3～4週間は便の中にウイルスが排泄されています。おむつの交換後の手洗いに注意しましょう。
- ・患者には、口腔内の病変に対して、刺激にならない食べ物を与え、何よりも水分不足にならないようにしましょう。

参考資料

■県内などの流行状況



区分		第23週	第24週	第25週	第26週	第27週	第28週
全国	定点当たり	0.26	0.36	0.60	0.97	1.42	1.87
	患者数	807	1,131	1,881	3,062	4,474	5,787
広島県	定点当たり	0.15	0.64	0.69	1.19	1.99	2.28
	患者数	11	46	50	86	143	162

■ 詳しい状況は、次のホームページをご覧ください。

- 「手足口病警報を発令しました」 (広島県感染症・疾病管理センター)
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hcdc/>
- 「手足口病とは」 (国立感染症研究所感染症疫学センター)
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansenohanashi/441-hfmd.html>